

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成20年9月8日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機(A)排気配管(建屋内)の保温材カバーの一部剥がれ(取付けビスのゆるみ)が認められたため、当該保温材カバーを補修。	D	
2	1号機	格納容器雰囲気モニタ(A)除湿器冷却ファン運転中、除湿器温度高の表示が発生し、確認したところ、冷却器の不具合が考えられるため、当該冷却器を点検。	D	
3	2号機	海水熱交換器建屋電解鉄イオン供給ポンプ出口配管ベント弁点検時、弁体及び弁座シート面に傷(異物を噛み込んだような小さな傷)が認められたため、当該弁を補修。	D	H20年9月1日No.1 関連不適合
4	3号機	試料採取系原子炉水金属採取ラックのサンプル流量計点検時、同流量計に動作不良(羽根車が回らない)が認められたため、当該流量計を点検。	D	本不適合は7月30日 掲載分NO.3と重複 のため削除
5	3号機	定期事業者検査「監視機能健全性確認検査(その1の1)」において、同検査要領書の一部に誤記が認められたため、誤記訂正後、検査を再開。	D	
6	3号機	定期事業者検査「液体廃棄物処理系設備検査(その3の1)及び主要弁検査(その3の1)」において、同検査要領書の一部に誤記が認められたため、検査を中断し、誤記訂正後、検査を再開。	D	
7	3号機	補機冷却海水ポンプ(B)分解点検時の浸透探傷検査において、インペラ羽根付根部近傍に指示模様(微少欠陥)が認められたため、補修。	D	
8	3号機	プラント停止中、原子炉再循環ポンプ(A)電動機スラスト軸受上面温度に指示不良(32℃から271℃に上昇)が認められたため、当該計器を点検。	D	
9	4号機	プロセス放射線モニタトリチウムサンプル流量異常の表示が発生し、確認したところ、捕集槽(A)出入口弁制御リレーの不具合が考えられるため、当該リレーを点検。	D	
10	1.2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置(停止中)洗浄弁ラック減圧弁の動作不良により洗浄弁ラックの圧力計に指示値が表れているのが認められたため、当該減圧弁を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353